

議 事 録

会議名	第4回寒川町子ども・子育て会議		
日 時	令和元年11月8日（金） 14：00～	開催形態	公開
場 所	東分庁舎2階第1会議室		
出席者	磯川委員長、佐藤副委員長、望月委員、鷺見委員、藤崎委員、白岩委員、枝光委員、曾我委員 事務局 伊藤健康子ども部長、宮崎子育て支援課長、秋庭副主幹、小林主任主事、野呂副技幹、伊藤保育・青少年課長、徳江副主幹、横山副主幹		
議 題	(1) 第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）について (2) 第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメントの実施について (3) その他		
決定事項	議事録承認委員 曾我委員、望月委員に決定 (1) (2) 了承		
議事録	1 開会 2 議題 (1) 第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）について 【事務局 秋庭】 議題（1）第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）について説明させていただきます。資料1をご覧ください。 それでは、1ページ、第1章「計画の策定にあたって」をご覧ください。第1章では、計画策定の背景や、計画の位置づけ、計画期間や策定体制などについて記載しております。特に計画の位置づけにおいては、この計画が第1期計画に引き続き、次世代育成支援対策行動計画を含めることや、新たに第7章、第8章として加えた「新・放課後子ども総合プラン」や、「子どもの貧困対策」についても市町村行動計画の位置づけを含めていることを記載しております。 4ページ、第2章「子ども・子育てをめぐる現状」をご覧ください。人口、世帯の状況や、少子化の動向、就業の状況や、ニーズ調査結果の概要を記載し、町の子育てを取り巻く状況について触れております。 4ページの図表2-2ですが、前回の会議資料の構成案では棒グラフとしていましたが、図表2-1と比較しやすいよう、折れ線グラフに変更しました。図表2-3の表とグラフ		

を入れかえるなど修正をしましたが、数字等の修正はございません。

15ページ、「4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の状況」ですが、前回の会議でもご説明したとおり、第6章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」に第1期計画の実績値と第2期計画値を比較できるよう記載しておりましたが、実績値は「子ども・子育てをめぐる現状」として第2章に移しました。

29ページ、第3章「第1期計画の評価」をご覧ください。本計画の策定にあたり、第1期計画に盛り込んだ事業について、平成27年度からの4年間の進捗状況の評価として、平成30年度の事業実施結果を踏まえて評価を行い、基本目標別に事業の評価状況を示しながら、主な課題や事業の状況について整理し、第1期計画の総括としてまとめています。

33ページ、第4章「計画の基本的な考え方」をご覧ください。「のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり」を基本理念として、本計画においても、この基本理念を継承し、まち全体での子ども・子育て支援のさらなる充実に引き続き取り組んでいくことや、34ページにある、視点を大きく3つにまとめ直した内容を記載し、35ページに、基本理念と3つの基本的な視点を踏まえつつ、第1期計画の評価も考慮しながら、基本目標と施策の基本的方向といった施策体系を示しています。

36ページ、第5章「施策の推進」をご覧ください。10月17日付で送付した資料で提示させていただきました。第1期では、基本目標、施策の基本的方向、施策の内容別に施策がありますが、第2期では、基本目標、施策の基本的方向別とさせていただきます、同じ施策の基本的方向の中でも、事業の再掲を整理しました。具体的な事業の、表の右側にある備考欄が空欄の事業については第1期計画から継続する事業で、変更とある事業については、事業名や事業内容、指標に変更のある事業で、会議の中で指標についてご指摘があったものを変更、第1期計画期間で終了したため、指標を変更する事業です。追加とある事業は、事業自体は実施しておりましたが、計画上、位置づけられていなかった事業など、新規については令和2年度から実施される事業などです。

いただいたご意見の中で、57ページ、95「インクルーシブ教育の推進」について、先生の配置を含め、通常の学校生活においてもインクルーシブ教育を推進してほしいなどの要望がありましたので、こちらのほうは担当課に要望として伝えてあります。

58ページ、第6章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」をご覧ください。子ども・子育て支援法により定められた事業について、具体的な量の見込みや確保方策等を事業の説明とあわせて載せております。60ページから63ページの幼稚園、保育所、認定こども園などについては、前回までの資料は幼稚園と保育所の1号、2号、3号などの認定区分ごとに見込んでいましたが、現行の計画と同じように、幼稚園、認可保育所、認定こども園などの各事業別の認定区分ごとに利用者推計と確保提供量で記載しました。

73ページ、第7章「新・放課後子ども総合プラン行動計画」76ページ、第8章「子どもの貧困対策」をご覧ください。第7章と第8章は、法改正など国の動向を踏まえて、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして位置づけることとしたものです。

第8章の「子どもの貧困対策」については、今年6月の法改正により、子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定された市町村計画策定努力義務に対応するもので、従来から町が取り組んでいる事業や県の事業も含めて相互に連携しながら経済的支援、教育の支援、生活の支援に取り組んでいるものを再掲という形で記載して取り上げることで、子どもの貧困対策に係る市町村計画の位置づけとするものです。

78ページには、第9章として「計画の推進体制」79ページ以降には資料編として計画策定計画などを記載する予定です。

資料3をご覧ください。こちらは資料1でご説明した第6章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」、60ページから70ページの「基本的記載項目」の後に「任意記載事項」として追加するものです。水色の第1期計画書46ページから47ページに当たるものです。基本指針の改正に基づき、今年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、資料3、74ページの5、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項を追加しました。

資料1と資料3について、説明は以上となります。

【事務局 宮崎】 委員長、よろしいですか。

【磯川委員長】 はい。

【事務局 宮崎】 若干補足させていただきます。基本的には前回の会議で構成案という形でお示しをして、そこから第5章の部分については、この間、10月に一旦お送りさせていただいて、ご意見を伺いました。こういうように修正したほうがいいのか、そういった部分では、ご意見、今回はございませんでしたので、そのまま第5章に組み込んであるような形になっています。前回の会議の中で申し上げた部分の数字をこっちに持ってきますとか、いろんな部分が動いていますけれども、全体の内容的には変わっていませんので、その部分はお気づきになったかと思います。

今日、机上に配付させていただいた資料3が、これは私どものほうで抜けていた部分なので恐縮だったのですが、今ご説明しました第1期の水色の計画の46、47ページに既に書いてあることで、同様に第2期の計画の中でも載せなければいけなかった部分を、先日の構成案のときにご提示をしていなかったのですが、私どものほうでここが抜けていたことに、ここで気がつきましたので、追加資料というような形でご提示をさせていただいている部分になります。

資料3の74ページにある5番の部分が、今回、第2期を迎えるにあたっての、国の基本指針の改正等の中でこの部分は追加項目になりましたので、基本指針に則って追加した状況になっておりますので、よろしく願いいたします。

【磯川委員長】 今、事務局から説明がありました。

第2期の寒川町子ども・子育て支援事業計画(案)、資料1ですね。これに今日入っている資料3が追加されて計画(案)ということになっています。

前回、皆さんから意見をいただいたので、変更したり、場所が入れかわったりということで、内容的だとか数字的なものは変わっていないということでございます。

皆さんに資料を前もって配られて見られたと思いますが、何かご意見ございますか。よろしいですか。

特になければ、(案)についてはご了承いただいたということで進めさせていただきます。

それでは、議題2、第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画(案)パブリックコメントの実施についてということで、事務局、よろしくお願いします。

(2) 第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画(案)パブリックコメントの実施について

【事務局 秋庭】 議題(2)第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画(案)パブリックコメントの実施について説明させていただきます。

資料2をご覧ください。計画(案)について、今後、町民の方へのパブリックコメントを行っていく予定です。パブリックコメント手続にあたり、実際に閲覧場所に配布する募集チラシの案と計画(案)の概要です。概要版につきましては、計画策定の趣旨、基本的な考え方、施策の95事業、幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策と、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の計画の初年度と、計画最終年度の内容を記載しています。

意見の募集期間は12月下旬から来年の1月下旬を予定しています。対象、閲覧場所、提出方法などは資料に記載のとおりでございますが、閲覧場所につきましては、パブリックコメント手続の規則で定められた場所のほかに、子育て支援センター、町内の小児科や産婦人科、町内の保育園、町内の幼稚園を追加しています。閲覧場所として協力していただけるかはこれから調整させていただきます。平成29年度の間年度の見直しの際のパブリックコメントや、昨年度実施したニーズ調査においてご協力いただきましたので、募集案に記載させていただきます。

閲覧場所には、資料1でお示しした計画(案)、資料3を追加してページを整えたものを閲覧用として2部程度置きますが、ホームページ上で計画(案)を見て意見を提出される方もいらっしゃると思いますので、スマートフォンでも検索しやすいよう、募集チラシにはQRコードを載せるよう調整していきます。

【磯川委員長】 それでは、説明が終わりましたけれども、パブリックコメントの内容について意見がある方はございますか。

【曾我委員】 閲覧場所についての質問ですが、小学校や中学校は難しいのでしょうか。

【事務局 宮崎】 ご意見をいただくにあたって、どれぐらいご父兄の方が来られて、どこで見るかという事もありますし、従来も学校は置いていませんので、今のところは考えていません。

【曾我委員】 わかりました。

【藤崎委員】 手にとって興味を持って読んでいただく方は、概要版を読んだときに、最後のページの数字を見ると、軒並み数字が減っていくもののほうが多いので、どうして減るかというところの根拠が、人口も減って子どもが減っていくというところがどこかに書いていないと、単純に減って縮小していくつもりなのかなというふうに、ぱっと見たら、

もちろん計画を見ればわかるんですけども、感じられることもあるのかなと思っていて、概要版なので、これだけしか読まないで意見を書く方もいらっしゃると思うので、どこかにこういうふうに人口の推計がありますというのが簡単に載っていたほうが、この数字にぱっと飛びついて、縮小するものが多いのは一体どういうことかというふうにならずに済むんじゃないかなと思いました。

【事務局 宮崎】 それはおっしゃるとおりだと思うので、ちょうど5ページあたりに少しスペースもあるので、何かその辺のことが理解していただけるような記述を考えて入れてみたいと思います。ありがとうございます。

【磯川委員長】 募集期間というのは日にちが入りますか。

【事務局 宮崎】 今のところ、まだ正式に諮っていないので確定ではないですが、12月25日から年明けの1月24日ぐらいまで、30日以上やらないといけないので、そのあたりを考えております。

実際には、今日、この会議でご承認いただいた後は、町の中の意思決定の会議に諮って、その後、12月の中旬に議会のほうにこういう形で（案）が大体固まりました、パブリックコメントをこういうふうにやりますという報告をして、その後、自治会さんにもご協力をお願いするというので、自治会長さんが集まる会議が12月20日にあるので、そこで回覧をお願いしてからやるような段取りになるので、それを考えていくと、12月の下旬、25日ぐらいからというふうに思っております。

【磯川委員長】 なぜかという、幼稚園の場合、大体20日前後で休みになるので、1月も10日ぐらいまで休みなものですから、ほとんど親が見る機会がない、幼稚園では。

【事務局 宮崎】 実際、1月の下旬ぐらいまでの手続になるので、事実上、そういうところについては、年明けてからご覧をいただいて、何かご意見があればお願いをすることになるのかなというふうに思っています。

実際に置かせていただくお願いは、年内にお願いしに上がるかもしれませんが、現実的に見ていただくというのが、事実上は年明けてからになるというケースもやむを得ないかなと思っております。

【佐藤副委員長】 閲覧場所が多ければ多いほどいいというものでもないのかなという気もするんですけども、学童保育はお宅の課で持っていて、利用者さんがいたりすると、学童保育はまた感覚的には別になっちゃうのね。

【事務局 宮崎】 そういう意味で言うと、置かせていただくというお願いをするのには可能だと思いますので、それはあたってみたいと思います。

【佐藤副委員長】 小中学校がだめなのであれば、学童保育は親御さんが迎えに来たりするから、そういうのをどんどんしていったほうがいいのかという感じがします。

【事務局 宮崎】 学童保育はお願いさせていただこうと思います。よろしく申し上げます。

【磯川委員長】 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、パブリックコメントの実施については以上で終わりたいと思います。

続きまして、その他、事務局のほうから何かあったらよろしく申し上げます。

【事務局 宮崎】 事務局のほうからは日程の関係ですね。担当としては、さきほど申し上げたような段取りでパブリックコメントの手続を行っていくこととなります。その後、パブリックコメントの手続が終わりましたら、それに対する町としての考え方を町の中の機関に諮って、その上で、また第5回の子ども・子育て会議を開かせていただいて、いただいたご意見に対しての町の考え方はこういうことかというようなことをご説明して、最終的な計画（案）を皆様にご承認いただくということを考えております。

それが、今日お手元に日程調整のお願いという形で配らせていただきましたけれども、2月10日と12日と14日の午前、午後で、ご都合をお伺いして、それを踏まえて日にちを決めていきたいなと思っております。どうしても、そこぐらしか日程的にとれないものですから、またピンポイントで恐縮ですけれども、その3日間のどこかでというお願いをさせていただきたいと思っております。

そこで第5回をやって、ご承認いただいたものを、県と協議という形で、市町村がつくっている計画を積み上げたものが神奈川県計画になりますので、県と協議をするというような事務上の段取りがございますので、2月の会議でご承認いただいたものをもって、今後、県と協議をするという、そんな段取りになってまいります。

スケジュール的なところでは、一応そのような形で動いていくことになっておりますので、日程調整のお願いだけ、来週の15日までにファクス等でお返しいただければ結構ですので、よろしく願いいたします。

【磯川委員長】 事務局から今後の予定の話がありましたけれども、これについて何か質問ございますか。よろしいですか。

【藤崎委員】 計画を読んで何か疑問があったら、パブリックコメントを通して疑問とか、計画のこういうのはどうかという町民の方からの意見が出てくると思うんですけども、これを読んで理解して自分の思っていることを出すのは結構ハードルが高いと思っていて、それ以外に、直接町に、私はこう思うんですけどもみたいな意見とか、そういうのは日々、単純な苦情とか希望とかという意味ではなくて、ほんとうの生の声というところの連絡が入ることはあるのかなと、そういう意見も、なかなか手続的には拾うのが難しいなと思っていて、そういう生の声を拾う仕事が、きっと私たち当事者の事業をやっている立場の人が、利用者さんの声を拾って、こういうところを出してということをするのが一番正解だろうなとは思っているんですが、なかなか自分たちのところにいる利用者さんの声を全てすくい上げられているわけではないのでとか、もしくは、ここをすっ飛ばして、役場さんのほうに直接ご意見とか上がることはありますか。

【事務局 宮崎】 ご質問自体は、計画（案）に対する個々の方のお考えということでもいいんですか。

【藤崎委員】 計画そのものもそうですけれども、この計画はやはり、生の何かをするかの裏づけのために計画を立てるじゃないですか。行政の皆さんがこういうことをやる根拠はここにありますがというために計画を多分立てていらっしゃると思うんです。

【事務局 宮崎】 そういう意味で言うと、今回、パブリックコメント手続きでお願いするのは、あくまで計画（案）に対するご意見ということでいただきますけれども、多分、委員がおっしゃっているのは、例えば個々の事業に対しての、事業を利用されている方とか、そこに対していろんな思いを持っていらっしゃる方の声がどういうふうに届いてくるのかということだと思っております。

今回、手続的にいただきたいのは、計画の案に対してどうかという部分なので、直接言ってこられる方がもし仮にいらっしゃったとしても、そこについては、これは規則上、決められた手続を踏むことになるので、こういうフォーマットに、ご意見を、恐縮ですがけれどもお書きいただいてご提出いただけますかというようなことをお願いするようになってしまいかと思います。もちろん、おっしゃられていることは聞くんですけども、聞いた内容を、ご自分で文書を書ける方であれば書いていただいて、ご提出いただけますかというようなお願いはするようになります。

このパブリックコメント手続自体は、いただいたご意見、出してくださった方に個々にお返事はしない制度なので、いただいた意見を、いろんな似たような意見をまとめながら、それに対してはこういう考え方でいますとか、いただいた意見を採用すべきという判断であれば、それを踏まえてこういうふうに修正しますとか、そういうふうにするための手続ですので、もし直接の事業に対するご意見とか思いとかというのをお話になられる方は、所管のところでお話を受けて、それがもしこの計画に対する意見につながっていくようなことであれば、そういうふうに、書ける方であれば、ご意見として出してくださいということを促して、お願いをするようなことになろうかと思っています。

【藤崎委員】 このパブリックコメントの期間以外に、そういう意見とかが上がってきても、なかなかその場での対応で終わっている状況があるということ。

【事務局 宮崎】 結局そういう状況、この期間に限らず話として来たものについては、それはその事業に対するご要望とか、いろんなお考えということで、その方と個々に話をしたりして、状況はこうなんですというようなご説明をしたりして、ご理解をいただくなり、理解いただけない場合は、例えば町長への手紙とか、いろんなご意見を出していただく制度がありますので、そこで出していただくなりということになります。もちろん意見を踏まえた中で事務改善したり、新しく制度として考えていたりということも、それはないわけではないので、それは内容によりけりかなというふうに思っています。

【藤崎委員】 件数的には結構あるんですか、そういう問い合わせとか。

【事務局 宮崎】 カウントをとっていないので何とも言えないですけども、どこまでがそういうご要望で、どこまでが普通の話で終わってしまうことかという線引きもありますけれども、そんなにたくさんはないです。私の感覚で答えています。

【磯川委員長】 基本的に要望自体、書類で出さないと行政の場合はなかなか通らないよね。

【事務局 宮崎】 ほんとうに通してほしい要望とかということになると仰々しい形になってきますけれども、一般的な流れとして用意させていただいている制度としては、町

長への手紙とかということを書いて出してくださいというような、今、ホームページ上からも、ご意見とかご質問とかもできるようになっていますので。

【磯川委員長】 皆さんからずっと聞いて、全部受けて、意見は聞くだろうけれども、それをどうのこうのは一切ないと。ある程度みんなまとまってからやらないと、やっぱり電話の意見をすべて聞いていたら行政は困っちゃうし、計画があるのに、その計画ができなくなっちゃうし、だから、パブリックコメントを出して、ただ一人の意見で言ったら、変わらないと思うよね、まず。普通の会社だってそうだと思う、組織だって。

【藤崎委員】 私が考えているのは、どちらかというと、こういう計画があることすら知らない親御さんのほうが多分多いので、ほんとうに自分が差し迫って困った状況にならない限り興味を持たれないし、でも、それはもう数年前の計画に立っていて、ここまでやります、ここからはやりませんと決めてありますのでと、そのときに言われてしまうと、もうその人は何もできないので、もう少し町民の、当事者の皆さんもしっかり理解をして一緒に考えていくというベースができるといいなと思っているし、それをするにはどうしたらいいんだろうかと考えています。個人的な、こうしてほしい要望という意味というよりは、どちらかというと、もうちょっとみんな、子育ての、こういう計画を立ててやっているということ、当事者の実際子育てしている親御さんは忙しいので、そこまで考えるのは難しいんですけども、大体その期間を過ぎて、自分はずごく大変でも、その期間、終わってしまうと、また無関心に戻ってしまうというのが、せっかくみんな考えているのにもったいないなと思っているところ。

【磯川委員長】 でも、そうやって急に出た場合、言って、聞いてはくれると思う。ただそれが実施できるかどうかわからないけどね。それは、いろんな計画の中の一つとして参考にするんじゃないですか。

【事務局 宮崎】 例えばそうやっておっしゃってきた方のお話が、ほんとうにその方の生活上、差し迫っている話であれば、それは計画とか何とかということじゃなくて、その人に対してどういう行政サービスで、どういう対応をしていけばいいのかと、そういう判断、それはしなきゃいけない問題だと思っています。

計画に反映させていくべき話かどうかというところは、その辺の話の中身も聞いて判断していく部分だろうし、そこが意見として通じるものであれば、ご意見を出してくださいという話もできるでしょうし、この期間に限った話じゃないということであれば、それは町長の手紙とか、いろんな提案制度とかというのがあります。今、当事者の方の意識みたいなところで言うと、計画をつくるにあたって、ニーズ調査というところでは、未就学児をお持ちの方のところにアンケート用紙を配布させていただいたりというところで、町としてはこういう計画をつくっていますということの、これは我々の一方的な言い方になっちゃいますけれども、アナウンスはさせていただいて、そこでどれぐらいの意見が返ってくるか、調査に対してのリアクションがあるかということ、今回、5年前よりは落ちてしまったという事実もあるので、そういうところでは、どうやって関心を起こすかというのはこちらもしっかり認識して改めていかなきゃいけない、工夫しなきゃいけない

部分かなとは思っています。いただいたご意見とかお話というのは、その人の話した状況によって、差し迫っていることであれば、それは当然、しませんということはありませんので。

【磯川委員長】 緊急によっては、ケースワーカーか、病院か、役場なのか、そういうところによって、それは役場がちゃんとそこへ連絡してくれるだろうし、教えてくれる、そこへ行ったほうがいいとか、警察に行ったほうがいいとか、消防署がいいよとか、病院がいいよとか。

【佐藤副委員長】 このパブリックコメントに、町民が、よきも悪きも、内容的には、いっぱい出してくれれば、それだけ関心を持ちながら、町民が参加型になり、一つの目安というか、そういう気がします。それで、もし、すごく同じところに集中した意見が重なってきたときは、また修正するという、それはありなんですね。

【事務局 宮崎】 さっき、ちょっと委員長もおっしゃっていたところで、私、気になったことを言おうと思っていたんですけども、パブリックコメントに対して、数が集まったからそこは変えるべきだとかということは、必ずしもそうではなくて、そこにいろんな課題があるから数が集まるんだと思うんですけども、計画ですから、当然、町の考え方として、町はこういう考えのもとにやっていて、そこはこういう考えがあるから今回は変更できませんとか、そういう返しもあり得る話だと思っています。数が集まってきて、それはもともとだという話になって、町としてもそこは政策的に変更が可能だというところであれば、当然ご意見を踏まえて修正しますとかいうことはあり得る。ですから、ただ単に数によって変わるということでは必ずしもないというのは、このパブリックコメントの制度としてはあります。

【佐藤副委員長】 もし、こういう意見がいっぱい出てきましたというものは、この会議では、それを、じゃ、どうするのかというところの会議ではないんですね、ここはね。

【事務局 宮崎】 今申し上げたような、こういう意見がこれだけ出てきて、それに対して町の考え方はこうですということのご説明は当然します。そこで出た、皆さんのご意見を踏まえてどうするかというのは、町として、一回こういう返しをする予定ですよというのを町の会議に諮った中で決まったものをご説明する予定でいるので、それに対して皆さんのご意見が来たときに、やっぱりそれは明らかにおかしいんじゃないかという意見が多ければ、持ち帰って、もう一度そこは、こういう意見が出たけれどもどうでしょうかというのは、中で、そこは考えていくことになると思います。

【佐藤副委員長】 わかりました。

【磯川委員長】 ほかに。よろしいですか。

本日の議題は全て終了しました。議事進行にご協力いただきありがとうございました。以上で終わりたいと思います。

それでは、事務局のほうにお返しいたします。

【事務局 宮崎】 非常にいろいろと貴重なご意見が出たかと思っています。ありがとうございました。

	<p>次回の会議は、先ほどの流れで予定をしております。日程の関係についてお返事いただければと思っていますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、これをもちまして、本日の第4回子ども・子育て会議を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。</p>
資 料	<p>資料1 第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）について</p> <p>資料2 第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメントの実施について</p> <p>資料3 資料1についての追加資料</p>
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	<p>曾我委員 望月委員 （令和2年1月6日確定）</p>